

包括外部監査結果報告書の要旨

令和元年度札幌市包括外部監査人
弁護士 米屋佳史

第1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件（監査のテーマ）

子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について

2 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

昨年4月末日、30年余にわたり続いた平成の時代が終わり、5月1日令和の時代が始まった。

平成時代は、合計特殊出生率がそれまで最低であった丙午（ひのえうま）の年である昭和41年（1966年）の「1.58」を戦後初めて下回る、いわゆる「1.57ショック」からスタートした（平成元年）。その後、合計特殊出生率は、平成17年（2005年）に戦後最低の「1.26」までに下がり、厚生労働省人口動態推計において初の人口減少が確認された。国は、平成6年いわゆる「エンゼルプラン」（「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」）及び「緊急保育対策等5か年事業」を発表、保育所整備を中心とする少子化対策に乗り出し、その後、「新エンゼルプラン」（平成11年）、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年）、「子ども・子育てビジョン」（平成22年）へと継承されたが、一向に下げ止まらない出生数は、平成最後（令和元年）の年に至って90万人を割り込む事態となった。

第1次ベビーブーム（昭和22年～24年）に生まれた世代は、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）を創出したが、平成初期に第3次ベビーブームは起こらなかった。反対に、バブル経済崩壊後の「失われた10年」と呼ばれた長い経済不況のもと、子どもを産み、そして育てるべき若者たち（団塊ジュニア世代、ポスト団塊ジュニア世代）は就職氷河期に遭遇し、少なくない数の若者が経済的に不安定な非正規労働を余儀なくされた。団塊ジュニア世代が出生率をいずれ高めるであろうという楽観論が、有効な少子化対策の発動を遅れさせた。平成の時代が、少子化の進行を阻止できなかった時代、少子化の進行を傍観した時代とも評される所以である。

本市も、この「少子化問題」のただ中にある。

本市の合計特殊出生率は、政令市中最低の1.14（平成30年）であり、全国平均を大きく下回っている。未婚率も高い。有効求人倍率は、昭和の時代から全国の平均倍率を常に下回り続け（政令市中18位）、1人当たり市民所得も政令市中、最下位である。労働時間も長時間であり、男性の週間就業時間が60時間以上の割合では、政令市中首位である。育児休業の利用度も低い。

民間事業者が実施する「住んでみたい街」ランキング等においては、常に上位に登場する本市は、出産や子育てについては、「住みたくない街」「住みづらい街」になっているのではないのか。経済環境が他の自治体と比較して厳しいというだけでなく、子ども・子育てに関する本市の施策・事業について、その有効性や効率性に何か課題を残すものとなっているのではないのか。このような素朴な疑問が出発点にあった。

折りしも、本年（度）は、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が国連において採択されてから30年を迎える年（度）となった。また、同条約の理念を具体的に示した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の施行10年を迎える年（度）でもある。更に、本年度は、これらの条約・条例の趣旨を踏まえ、少子化や家庭・地域を取り巻く環境の変化等を背景とする子ども・子育て支援をめぐる諸課題に対応するために本市が策定した「新・さっぽろ子ども未来プラン（平成27年度～平成31年度）」の最終計画年度にもあたる。

そこで、本年（度）が、このような節目を迎えることを踏まえ、関連する本市事業のなかから、子どもを「産む」（母子保健）、「育てる」（子育て支援、幼児教育）というプロセスに関わる事業・事務を選定し、これらの財務事務を点検することとした。

また、平成は、子どもに対する暴力（虐待）が、家庭「内」の問題として閉じ込められてきたものを、家庭の「外」へと引き摺り出した時代であった。

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）、翌平成13年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が成立し、児童虐待防止の基礎的な法環境が整備された。児童福祉法についても、その後数次に亘る改正により、児童虐待防止体制の強化が図られてきた。

しかしながら、児童虐待件数は、令和の時代に入った現在においても増加の一途を辿り、その傾向は本市においても変わりがない。とりわけ、本市においては、過去に検証を必要とする死亡事案を含む重大虐待事案が複数発生し、その都度、再発防止に向けた提言を受けてきたところである。

本市以外に目を転ずれば、本年度に至るまで、全国的に児童虐待に関する報道が続いていた。著名事案に限っても、平成30年3月東京都目黒区において両親から虐待を受け続けていた5歳女児が死亡した事案や、平成31年1月千葉県野田市の小学4年生の父親から虐待を受けていた小4女児が、首を鷲掴みにされる、冷水のシャワーを浴びせられるなどの暴行を受けた結果、死亡したという事案が続いていた。

このため、現在の本市の児童虐待防止対策はどういう状況にあるのかという関心もあった。そこで、子どもを「守（護）る」（子ども家庭福祉）というプロセスに関わる事業・事務も監査テーマに加えることとした。

もとより、子ども・子育て支援事業、幼児教育事業や子どもの家庭福祉事業は、それぞれ可及的最大の資源を投入して執行されるべき喫緊の課題であり、真に必要とされるべき正当なコストは、これを惜しむべきではない。

しかし、当監査人が昨年度実施した高齢者保健福祉事業や介護保険事業（これら事業も急速な高齢化社会の進行のただ中であって、重要かつ緊急の事業であるが）についての監査において、真に必要とされるべき正当なコストであるとは認め難い財務事務の執行等が散見された。これら不適切、不相当な執行を排除し、より適切・有効な使途・目的に転換されることによって、本来の事業目的の実現に少しでも接近することが重要と考え、本年度においても、同様の視点に立脚して監査を実施することとしている。

以上が、本年度の特定事件の選定理由である。

なお、過去、本市の外部監査において、子育て支援、子どもの家庭福祉、幼児教育に関する事務・事業が特定事件とされたことはない。

3 外部監査の対象部局等

上記特定事件に関連する部局等（主として保健福祉局障がい保健福祉部（子ども発達支援総合センター児童心理治療センター、自閉症児支援センター）、同局保健所（母子保健担当課）、子ども未来局子育て支援部、同局支援制度担当部、同局児童相談所、市立保育所（北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた））、教育委員会（市立白楊幼稚園、幼児教育センター）、北区及び南区の各保健福祉部（保健福祉課、健康・子ども課）に加え、本市の財政援助団体である一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会を監査した。

4 外部監査の基本的な視点

- (1) 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等の趣旨に従い、法規的かつ公平・公正に処理されているか。また、児童相談所における事務・事業を中心として、制度や事業の目的・趣旨に従い、子どもの権利保障に資するものとして執行されているか。
- (2) 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行が、予算・諸計画の趣旨・目的に従い、いわゆる 3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、適正に実施されているか。

5 外部監査従事者

- (1) 包括外部監査人
米屋佳史（弁護士）
- (2) 監査人補助者（弁護士登録順）
河口直規、岡田裕介、池田朱美（弁護士登録上の氏名：塚越朱美）、大野昇平、伊藤昇平（いずれも弁護士）

第2 包括外部監査の結果（指摘）及び意見の概要

監査の結果（指摘）及び意見等は、以下の概要表のとおりである。なお、**監査の結果（指摘）及び意見等**の意義は、以下のとおりとした。

結果（指摘）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利保障の観点からは是正の必要があると判断した事項 ・ 財務事務に関する合規性の観点からは是正の必要があると判断した事項 ・ 金銭又は金銭同等物、行政財産に係る取扱いに瑕疵がある事項（これらの記録、証憑等が存在しない又は不完全な場合を含む） ・ 有効性や存在意義を著しく欠如するに至っていると判断した事業
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合規性の観点からは問題はないものの、3Eの観点から改善することが期待される事項 ・ 説明責任の観点から対処すべきことが期待される事項 ・ その他合規性、3Eの観点からの提言
所感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに改善を求めるものではないが、将来的な課題として、今後検討されることを期待する事項

（前注）以下の（見出し記号）、（該当頁）は、それぞれ報告書（正規版）の該当頁数を示す。

見出し記号	事業(費) 又は事項	摘要	指摘・意見・所感	該当頁
第3 本市における保健所を中心とする母子保健事業に関する財務事務の執行				
2 札幌市保健所における母子保健事業に関する監査結果				
第3・2(1) イ(ア)	母子保健対策 費：ワーキング・マタニティスクール	ワーキング・マタニティスクールのアンケート結果によれば、保育園情報に関する保護者の関心が高いことが伺われるので、子ども未来局の職員が保育園情報の提供を行うプログラムを追加するなど、保護者のニーズにあった内容に改めていくことが望まれる。	意見	126
第3・2(1) イ(イ)	母子保健対策 費：母子保健 訪問指導員の 傷害総合保険	本市は、母子保健訪問指導員85名の活動中の傷害を 保険事故とする傷害総合保険に加入し、保険料を負担しているが、保険料を負担する理由は乏しいことから、保険料を負担することを再検討されたい。	指摘	127
第3・2(1) イ(イ)	母子保健対策 費：損害保険 代理店による 見積書の提出	傷害保険契約は、指名見積合せによる特定随意契約 によっているが、見積書を提出した1者は、保険代理店であった。見積書の提出は、保険会社によるものが望ましい。	意見	127

第3・2(1) イ(ウ)	母子保健対策 費：母子保健訪 問指導におけ る個人情報保 護	一部の母子保健訪問指導員において、杜撰な情報管理が認められた。個人情報の取扱いに関する研修を実施するなどして、再発防止策を具体的に策定し、個人情報保護に努めるべきである。	意見	128
第3・2(1) イ(ウ)	母子保健対策 費：母子保健訪 問指導におけ る個人情報保 護	母子保健訪問指導員が訪問時に持参する資料等は、郵送扱いしない旨業務委託契約の仕様書上に明記されたが、未だ郵送扱いをしている区もある。郵送時のルールを厳格化するなどして、各区の状況に見合ったルール設定を検討すべきである。	意見	128
第3・2(1) イ(エ)	母子保健対策 費：母子健康手 帳の記載につ いて	母子健康手帳が情報提供という観点からも有用なツールとなるよう、保健所(母子保健)所管事業のみならず、他の所管部署の事業についても、必要に応じて改訂していくことが望まれる。	意見	129
第3・2(1) イ(エ)	母子保健対策 費：母子健康手 帳の記載につ いて	本市「子育てアプリ」のQRコードは、母子健康手帳上には掲載されていない。QRコードについて、母子健康手帳に掲載することを検討されたい。	意見	129
第3・2(1) イ(オ)	母子保健対策 費：乳幼児健診 の開催方法に ついて	乳幼児健診は各区1カ所のみで開催しているが、他市の状況を分析検討した上、特に、主な乳幼児健診の対象となる0歳ないし4歳の人口規模の大きい区において、開催場所の増設を再検討することが望ましい。	意見	131
第3・2(1) イ(カ)	母子保健対策 費：未受診者対 策	健診未受診者への対応について、状況把握の目安期間の設定などについて不十分な点が認められた。健診受診者への対応はできる限り標準化されるよう、マニュアル等に明記すべきである。	意見	132
第3・2(1) イ(キ)	母子保健対策 費：保健師の業 務負担、人員体 制の是正	本市の保健師の人員配置は、他市と比較して十分とは評価しがたく、各区においても偏りが認められる。虐待予防の観点から、各区の保健師の偏在を是正するとともに、増員する方向で検討されることが望ましい。	意見	135
第3・2(1) イ(ク)	母子保健対策 費：母子保健に おける情報管 理体制につい て	母子支援・虐待予防の観点から、保健所においては、異動情報を把握し各区に通知した後、各区ないし他市町村との間で、乳幼児カルテ等、母子保健に関わる情報について異動又は引き継ぎがなされたか、チェックできる体制が構築されることが望ましい。	意見	136

第3・2(1) イ(ケ)	母子保健対策 費：各業務委託 契約について	妊婦一般健診と乳児精密健診では、札幌市医師会と業務委託契約を締結しているが、再委託先との再委託契約を確認したり、承諾書等の徴収は行っていない。本市は、再委託先において本業務委託契約上の権利義務の認識に齟齬が生じていないか、資料等により確認すべきである。	意見	138
第3・2(2) ウ(イ)	母子保健対策 扶助費：育成医 療・養育医療	本市は社会保険診療報酬支払基金北海道支部に対して育成医療・養育医療の診療報酬相当額を概算払い（診療報酬相当額の約1.5倍）しているが、概算払い自体の見直し及び仮に概算払いを行うとした場合の金額の見直しについて、同基金との間で協議を行うのが望ましい。	意見	141
第3・2(5) イ(イ)	児童虐待予防 対策費	本市では、思いがけない妊娠に特化した相談窓口はない。他政令市の設置状況や本市の現状に鑑み、思いがけない妊娠をした女性への支援が行き届くよう、利用者のニーズに合う相談窓口の設置が検討されるべきである。	意見	146
第3・2(6) ア	不妊治療費等 支援費	特定不妊治療費助成事業に係る申請書添付の領収書には、助成対象期間を通じた合計金額のみが記載されたものや自己負担分の内訳が確認できないものが散見された。これらの領収書では、助成対象とならない費用が混在していたとしても、それを点検し、除外することができない懸念があるため、助成対象性の確認のため、明細書等の提出を求めるべきである。	指摘	147
第3・2(6) イ(ア)	不妊治療費等 支援費	不育症治療費助成事業の対象となる不育症の定義に該当しない申請者（要件非該当者）に対し、特別に助成決定をすべき事情があるとは認められないにもかかわらず、助成金を交付したケースが認められた。合规性、公平性の観点から問題のある助成である。	指摘	147
第3・2(6) イ(イ)	不妊治療費等 支援費	不育症治療費助成事業の対象とされている厚生労働省の不育症の定義とは異なる見解もあるところであるため、不育症研究の進展により得られる最新の医学的知見等を考慮しながら、本事業の目的を果たすべく、助成対象とすべき不育症の定義については不断の見直しを検討されたい。	意見	148

第3・2(6) ウ	不妊治療費等 支援費	不育症治療費助成事業に係る申請書に添付された領収書には、助成対象期間を通じた合計金額のみが記載されたものが散見された。これらの領収書では、助成対象とならない費用が混在していたとしても、それを点検し、除外することができない懸念があるため、助成対象性の確認のため、明細書等の提出を求めべきである。	指摘	148
第3・2(9) ア	妊娠・出産包括 支援費：初妊婦 訪問の実施率 向上について	初妊婦訪問について、平成30年度実施率は42.2パーセントにとどまっている。多くの初妊婦へのアプローチが奏功するよう、実施率の向上に向けて引き続き取り組みを行うことが望まれる。	意見	150
第3・2(9) イ(イ)	妊娠・出産包括 支援費：産後 ケア事業にお ける再委託	本市は、本事業について北海道助産師会に業務委託を行い、同会は各助産所に再委託をしているが、契約書において、再委託は原則禁止し、やむを得ない場合に本市の承認を必要とする再委託禁止条項を加えるべきである。	指摘	151
第3・2(9) イ(ウ)	妊娠・出産包括 支援費：請求 書提出の遅延	委託料の請求書提出が著しく遅延していることが認められた。契約書に沿った請求・精算を履行するよう指導を徹底されたい。	意見	151

3 北区及び南区保健福祉部における母子保健事業に関する監査結果

第3・3(1)	(北区) 思春期 ヘルスケア事 業	本事業実施後に本事業マニュアル所定の様式により実施される「思春期ヘルスケア事業アンケート」につき、逐一アンケート用紙と照合しなければ内容が理解できないアンケート結果集計表が作成されていた。一覧性に乏しく、効果測定の見点から疑問が残るため同マニュアルの様式を変更すべきである。	意見	152
第3・3(2)	(南区) 母子保 健対策扶助費： 育成医療の自 己負担上限額	育成医療の自己負担上限額について誤決定していた事象を認めた。育成医療の算定上誤りやすい事項については、マニュアルやチェックリストを作成するなどして、担当者への注意喚起を行い、適正な事務処理に努められたい。	指摘	153

見出し記号	事業(費) 又は事項	摘要	指摘・意 見・所感	該当頁
第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行				
2 子ども未来局子育て支援部・支援制度担当部における子育て支援事業に関する監査結果				

第4・2(1) ア(イ)	公立保育所等 運営費：札幌 市立保育園清 掃等業務	契約方法として、指名競争入札によっているが、同入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。	指摘	196
第4・2(1) ア(ウ)	公立保育所等 運営費：札幌 市立保育園清 掃等業務	本事業の入札には、最低制限価格制度の適用があるが、原則的方法によって設定した最低制限価格が合理的であったか（高額に過ぎなかったか）の検証と、その検証結果を踏まえた例外規定の適用の可否を不断に検討すべきである。	指摘	198
第4・2(1) イ(イ)	公立保育所等 運営費：札幌 市立保育園機 械警備業務	契約方法として、指名競争入札によっているが、原則（一般競争入札）ではなく、指名競争入札とする理由が書類上明らかでない。そのこと自体、適法性を欠いた事務執行である。	指摘	198
第4・2(1) イ(イ)	公立保育所等 運営費：札幌 市立保育園機 械警備業務	指名競争入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。	指摘	199
第4・2(1) イ(ウ)	公立保育所等 運営費：札幌 市立保育園機 械警備業務	予定価格、最低制限価格の算定にあたって、前期の受注者（今期も入札に参加）からの参考見積をもとに予定価格を算定する取扱いは不適當である。また、参考見積を書面ではなく口頭聴取とする扱いは不適當である。	指摘	200
第4・2(1) イ(ウ)	公立保育所等 運営費：札幌 市立保育園機 械警備業務	前期と今期の業務内容はほとんど同じであるにもかかわらず、今期の予定価格、最低制限価格が前期の2倍程度に算定されたために、契約額も著しく高騰した。予定価格算定の時点で、本市は是正措置を採るべきであったが、何らの検討・検証もなさなかった対応は不適當である。	指摘	201
第4・2(1) ウ(イ)	公立保育所等 運営費：菊水 乳児保育園ボ イラー等管理 業務	本業務は特定随意契約によっているところ、その委託額算定にあたっては、不相当な高騰化を招かないよう、受託者にて実際に要する費用と本市が算定する費用を比較し、いずれか低い金額をもって契約金額とすべきである。	指摘	202
第4・2(1) エ(ウ)	公立保育所等 運営費：使用 料の代理納付	一時預かり事業の使用料について現金を預かった件数が少なくないことから、現金保管に係るリスクを軽減するべく、可能な限り、徴収日に金融機関へ納入できるよう対策を検討されたい。	意見	202

第4・2(1) オ	公立保育所等 運営費：現金 出納員による 納付手続	現金出納員が不在の日においても、現金出納員名義により、現金の収納事務が行われていたが、現金出納員が不在のときは、現金分任出納員により収納事務が行われるべきである。	指摘	203
第4・2(3) ア(イ)	市立認定こども園運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」清掃等業務	契約方法として、指名競争入札によっているが、同入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。	指摘	204
第4・2(3) イ	公立保育所等運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」清掃等業務	契約方法として、指名競争入札によっているが、原則（一般競争入札）ではなく、指名競争入札とする理由が書類上明らかでない。そのこと自体、適法性を欠いた事務執行である。	指摘	205
第4・2(3) イ	公立保育所等運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」清掃等業務	指名競争入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。	指摘	205
第4・2(3) イ	公立保育所等運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」清掃等業務	予定価格、最低制限価格の算定にあたって、前期の受注者（今期も入札に参加）からの参考見積をもとに予定価格を算定する取扱いは不適當である。また、参考見積を書面ではなく口頭聴取とする扱ひも不適當である。	指摘	205
第4・2(3) イ	公立保育所等運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」清掃等業務	前期と今期の業務内容はほとんど同じであるにもかかわらず、今期の予定価格、最低制限価格が前期の2倍程度に算定されたために、契約額も著しく高騰した。予定価格算定の時点で、本市は是正措置を採るべきであったが、何らの検討・検証も行わなかった対応は不適當である。	指摘	205
第4・2(5) ア(イ)	助産施設費：未納徴収金の管理	過年度分の収納率が18パーセントにとどまっていることなどに照らし、助産施設制度に見合った具体的な収納確保・滞納管理の運用基準等を整備し、収納率向上に努めるべきである。	意見	208

第4・2(5) イ(エ)	助産施設費：情報提供の在り方について	助産施設制度を必要とする者が、制度の趣旨や利用のメリットが理解できるよう、また、助産施設を実施している病院・助産所へのアクセスが容易にできるよう、助産制度の情報提供の在り方について、見直しを検討されるべきである	意見	209
第4・2(5) ウ(イ)	助産施設費：入所希望者への説明文書について	「助産施設入所案内」の記載内容について、住民票が同一でなくても生計を一つにする世帯全員の収入状況に照らして判断される可能性があることを明記し、説明内容に疑義が生じないようにすべきである。	意見	210
第4・2(8) オ(ウ)	ひとり親家庭支援センター等運営費：実績向上に向けた取組の必要性	ひとり親家庭支援センターをはじめとする本市のひとり親家庭支援施策は、認知度が低く利用割合も低い現状である。本市は、他の地方公共団体の取組状況も参考にしながら、認知度と利用率の向上のため効果的な取組を検討すべきである。	意見	219
第4・2(8) カ(ウ)	ひとり親家庭支援センター等運営費：指定管理者の募集方法・評価の妥当性	指定管理者評価シートの一部について、評価の相当性に問題点が認められた。指定管理者評価シートの評価方法に従い、適切かつ具体的に記載すべきである。	意見	221
第4・2(8) キ	ひとり親家庭支援センター等運営費：基準管理費用の算定について	基準管理費用の人員費について、実際の職員配置と異なる算定がなされており、過大な算定となるおそれがあり相当ではない。適正な算定を心掛けるべきである。	意見	222
第4・2(8) ク(イ)	ひとり親家庭支援センター等運営費：随時検査の実施状況について	指定管理者への随時検査は、原則として1年に1回以上の頻度で行うべきとされているが、平成30年度において随時検査は実施されていなかった。特段の事由がない限り、適切に実施すべきである。	指摘	223
第4・2(8) コ	ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（利用者負担金の徴収）	ひとり親等日常生活支援事業における利用者負担金について、督促手続が行われていなかった。本市は、規定に従い、納期限後20日以内に督促を行うべきである。	指摘	224

第4・2(8)サ(ア)	ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）	本市では、本事業を実施するにあたり、所得制限を設けているが、既存の制度内容が利用者のニーズに沿ったものであるか検討した上、本事業の所得制限を見直すか、他支援制度との連携方法の見直しを検討すべきである。	意見	225
第4・2(8)サ(イ)	ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）	本市では、本事業を利用する際に市内1カ所であるひとり親家庭支援センター内の窓口にて事前登録をしなければならない。他政令市の実施状況を参考として、より利用しやすい登録方法になるよう、見直しを検討すべきである。	意見	226
第4・2(8)サ(ウ)	ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）	本市では、「子育て支援」を支援内容としていないが、「子育て支援」のニーズの有無や他市の状況等を調査し、必要に応じて、制度の拡充を検討すべきである。	意見	226
第4・2(8)サ(エ)	ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）	本事業における利用者負担金の支払場所は、金融機関の窓口のみとなっている。夜間・土日でも納付できる収納方法や、複数の収納方法の導入について積極的に検討されるべきである。	意見	226
第4・2(8)サ(オ)	ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）	家庭生活支援員の人数は10名であるところ、家庭生活支援員の人数が、利用者のニーズに合致しているか否か調査検討した上、増員に努めるべきである。	意見	227
第4・2(8)シ	ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（家庭生活支援員	本市は、家庭生活支援員の資格について具体的に把握していない。本市は、委託事業者に資料を提出させるなどして、各家庭生活支援員が資格要件を充足しているか否か確認すべきである。	指摘	227

	の資格要件の確認)			
第4・2(9)ア	母子生活支援施設運営費：徴収金の発生及び運用	母子生活支援施設の利用者徴収金について、過年度分・現年度分いずれも未納が認められるところ、支払猶予・減免制度の利用実績は乏しい。本市は、前記支払猶予・減免制度の周知・活用を適切に行うとともに、収納率向上に向けた取組を実施することが望ましい。	意見	228
第4・2(9)ウ	母子生活支援施設運営費：情報提供の在り方について	母子生活支援施設の認知度は低く、利用実績も低下している。認知度及び実績向上に向けた取組を実施すべきである。	意見	229
第4・2(9)エ(イ)	母子生活支援施設運営費：指定管理者の選定	母子生活支援施設札幌市しらぎく荘については、非公募により募集手続が行われているが、現在の指定管理者については非公募により募集すべき理由が認められないことから、次期の更新時には、原則に従い、公募により指定管理者の選定を行うべきである。	指摘	232
第4・2(11)イ(ア)	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：マニュアルの整備	督促業務等については、徴収率向上や債権管理業務の標準化を目的として、マニュアルの整備を検討されたい。	意見	235
第4・2(11)イ(イ)	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：多様な収納方法の検討	口座振替制度を含めた多様な収納方法の採用を検討されたい。	意見	235
第4・2(11)イ(ウ)	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金	本市は、債権回収にあたり、本貸付制度が導入されて以降、法的な手続を取ったことがない。本市債権管理条例等に従って、法的な手続を検討するべきである。	指摘	236

	貸付金・事務費・公債償還費：法的手続			
第4・2(11)イ(エ)	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：債権回収会社への回収委託の検討	債権回収にあたり、弁護士又は債権回収会社への回収委託を検討されたい。	意見	236
第4・2(11)ウ(ア)	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：違約金減免(運用方法)	償還完了時に送付している文書に、申請書を提出した者は原則として違約金が免除となる旨の記載が認められたが、違約金の減免は、法令及び本市事務取扱要領に定める要件に従って行うべきであるところ、かかる運用は不適切であり是正されたい。	指摘	236
第4・2(11)ウ(イ)	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：違約金減免(違約金減免に係る理由の明示)	違約金減免要件の充足について事後的にも確認できるよう、違約金免除決定通知書の様式の変更も含めて方策を検討されたい。	意見	236
第4・2(12)ウ(イ)	母子緊急一時保護費：委託費の精算について	委託費のうち、緊急生活物資購入分を除き、前払いとしているが、精算を行う経費として設定されていない。少なくとも、委託費のうち、施設職員非常呼び出し手当、生活消耗品購入費、保健管理費、付添交通費については年度ごとの精算を行うことを検討すべきである。	意見	238

第4・2(12) エ(イ)	母子緊急一時 保護費：委託費 請求書に添付 する資料の不 備	緊急生活物資購入にかかる委託費の支払いについて、委託先から提出された生活物資受領書の日付が誤っているものが認められた。委託費の支出にあたっては、審査は資料に基づき正確に行い、疑義が生じたときは委託先への照会を行うべきである。	指摘	239
第4・2(12) エ(ウ)	母子緊急一時 保護費：委託費 請求書に添付 する資料の不 備	本市は、委託先に対して書類不備という事象が生じないよう指導するとともに、事務手続上煩雑で不備が生じかねないのであれば、事案の性質及び実態に即した運用に変更すべきである。	意見	239
第4・2(12) オ(ア)	母子緊急一時 保護費：業務委 託契約書・仕様 書の内容の見 直し	平成30年度において、広域入所時の移動付添費が委託費に含まれているか否かにつき、仕様書上明確な記載がなかったこと等が原因で、委託先との解釈が一致しなかったという事象が認められたが、翌年度の業務委託契約書・仕様書には明記されていなかった。契約内容に疑義が生じないよう、年度ごとに契約書・仕様書の内容を見直すべきである。	意見	240
第4・2(12) オ(イ)	母子緊急一時 保護費：業務委 託契約書・仕様 書の内容の見 直し	平成30年度において、広域入所時の移動付添は委託先ではなく市職員が実施することとなったが、そのような運用で支障がないか、事業の目的や事業利用者の安全確保の観点から、再検討されることが望ましい。	意見	240
第4・2(14) イ	ひとり親家庭 等自立促進計 画策定費	ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート回答率は、合計35.9パーセントと低い。次期の計画策定においては、アンケートの回答率向上のための工夫を行うか、又は、低い回答率でもなお計画策定上有効であることを示す統計学的根拠を示すのが望ましい。	意見	241
第4・2(18) イ(エ)	ひとり親家庭 学習支援ボラ ンティア事業： 委託先選定の 相当性	本市は、3号随意契約により委託先と業務委託契約を締結しているが、平成29年度まで公募型プロポーザル方式を採用していることや、他に参画可能な事業者が存在することなどに照らすと、3号随意契約とする理由には疑義が残る。次年度以降は、3号随意契約とする根拠・理由について見直しを行ったうえ、少なくとも公募型プロポーザル方式の採用（復活）を検討すべきである。	指摘	247

第4・2(18) ウ(オ)	ひとり親家庭 学習支援ボラ ンティア事業： 委託契約の内 容について	本市は、ボランティアへの費用の支払等に関して具体的審査をしていないが、支出実績を慎重に審査するため、少なくとも、学習支援ボランティア等関連スタッフの出席簿や参加児童の出席簿、報酬支払状況がわかる資料、保険料・教材費の支出を裏付ける資料等について、支出実績の報告を求めることとし、これらの事項の報告を求める条項を本事業の委託契約に加えるべきである。	意見	249
第4・2(18) ウ(カ)	ひとり親家庭 学習支援ボラ ンティア事業： 委託契約の内 容について	本事業においては事業年度終了時に委託費の精算を行っていないが、不必要な支出が発生している場合には委託先に対し是正を促し、または必要に応じて精算を行うべきである。	意見	249
第4・2(18) エ(ア)	ひとり親家庭 学習支援ボラ ンティア事業： 実績向上に向 けた取組につ いて	平成30年利用実績が平成29年度利用実績よりも落ち込んでいることや、認知度が低いというアンケート結果に照らし、本事業の認知度を速やかに向上させなければならない。	意見	249
第4・2(18) エ(イ)	ひとり親家庭 学習支援ボラ ンティア事業： 実績向上に向 けた取組につ いて	本市は、他政令市の実施状況や本市の実態を調査した上、具体的な数値目標の設定を行うとともに、利用者のニーズにあった開催方法・内容となっているかを検討し、必要に応じて事業のあり方の見直しを行うべきである。	意見	250
第4・2(19) イ(ウ)	災害遺児手当 支給費	平成30年度において、審査基準が改訂され、重度の精神障がいを負ったケースも支給対象に含まれることとなったが、審査基準の改訂にとどまり、要綱・要領の変更はなされていない。要綱・要領の記載内容についても、速やかに見直しを行うべきである。	意見	252
第4・2(19) ウ	災害遺児手当 支給費	「精神障がい」を負った場合に関しては、条例上明確な規定がなく、審査基準の改訂は条例と整合しないおそれがある。要綱・要領の変更にとどまるものとしてよいのか（条例変更の必要性がないかどうか）、条例を執行する所管課として検討することが望ましい。	意見	252

第4・2(20) ア(エ)	児童扶養手当 費・児童扶養手 当支給事務費	児童扶養手当返還金の徴収について、法令及び条例上、督促後は担保権の実行、強制執行や訴訟手続といった措置をとらなければならないとされているが、本市では督促後の措置がとられておらず、法令及び条例が予定している徴収事務を懈怠しており、合規性の観点から問題がある。	指摘	255
第4・2(20) ア(オ)	児童扶養手当 費・児童扶養手 当支給事務費	児童扶養手当返還金については、相当長期間にわたって繰越調定がなされているものが多く認められるところ、その中には債務者が口頭で債務承認をしたものが多く含まれている。しかし、口頭のみ承認では時効中断の立証は困難であり、結局、無用な債権管理を継続していた帰結となりかねない。純粋な口頭による債務承認に対しては、速やかに債務承認書面を徴取するように留意すべきである。	意見	255
第4・2(20) ア(カ)	児童扶養手当 費・児童扶養手 当支給事務費	児童扶養手当返還金には、受給者が辞退を申し出たことで発生したケースがあるが、自ら発生させた返還金を支払わずに、最終的に不納欠損処理に至ったものが認められた。返還金発生について正しく理解していなかった可能性があるため、辞退を申し出た受給者に対しては返還金の負担が生じることを丁寧に説明すべきである。	意見	256
第4・2(20) イ(ア)	児童扶養手当 費・児童扶養手 当支給事務費	南区において、児童扶養手当の申請受付から相当長期間経過して却下されているケースが認められた。申請の形式上の要件に適合しない申請については速やかに相当の期間を定めて補正を求め、又は申請により求められた許認可等を拒否しなければならない(行政手続7)ことから、早期に処理する必要がある。	指摘	256
第4・2(20) イ(イ)	児童扶養手当 費・児童扶養手 当支給事務費	本市では、児童扶養手当の申請がなされてから処分をするまでの標準処理期間は受理日より2か月間と定められているが(札幌市児童扶養手当事務取扱要領25条)、公開はされていない。申請者の便宜のため、標準処理期間を公開することが望ましい。	意見	256
第4・2(20) イ(エ)	児童扶養手当 費・児童扶養手 当支給事務費	本市では、児童扶養手当受付簿を紙ベースで管理するほか、システムにても管理している。しかし、システムを受付簿として管理するのであれば、紙ベースで管理される受付簿の意義が希薄化する上、二重管理による事務負担増加の問題が残る。紙ベースで管	意見	257

		理されている受付簿の取扱いについて、位置付けを明確にし、効率的な事務遂行が可能となる方向で検討されるべきである。		
第4・2 (23)ウ	マイナポータルを活用した子育て電子申請サービス	一般競争入札を実施するにあたり、2社から参考見積を徴取し、うち1社のみが入札に参加し落札した。予定価格の公平性・秘密性に反するリスクを回避するため、予定価格の決定にあたっては、(i)市場価格の調査結果については記録化する、(ii)参考見積を依頼する業者が固定化しないよう留意する、(iii)固定化し、又はそのおそれがある場合には、第三の業者の参考見積も積極的に取得する、ことに留意することが望ましい。	意見	260
第4・2 (24)ア	地域子育て支援推進費：「子育てアプリ」保守管理業務委託契約の方式	子育て情報サイトの保守管理業務は、特定随意契約により業務委託がなされているが、随意契約を選択するための要件を充足せず、本契約については、競争入札に付すことを検討されたい。	指摘	261
第4・2 (24)イ	地域子育て支援推進費：納品場所の確認	仕様書に記載された場所に納品がなされたことが、事後的にも確認できるよう関係書類の保存を徹底されたい。	意見	261
第4・2 (25)ア(ウ)	子育て援助活動支援事業費：競争入札の検討	こども緊急サポートネットワーク事業については、特定随意契約により委託先と業務委託契約を結んでいるが、随意契約を選択するための要件を充足しているとは認められない。	指摘	263
第4・2 (25)イ	子育て援助活動支援事業費：行政財産の使用許可と使用料減額	本市は、委託先に対し、本市交通局二十四軒庁舎の2階部分について、行政財産目的外使用許可を行い、使用料を減額しているが、相当な理由がなく、減額の無い使用料を徴収するべきである。	指摘	264
第4・2 (25)ウ(ア)	子育て援助活動支援事業費：補助金手続の不備・医師による診療情報提供書	こども緊急サポートネットワーク事業の補助金を申請する者は、医療機関による診療情報提供書を提出することが求められるものの、医師資格を有する保護者については、保護者自身で診療情報提供書を記載し補助金が交付される事例が認められたが、一律の取扱いが望ましい。	意見	264

第4・2 (25)ウ(イ)	子育て援助活動支援事業費：補助金手続の不備・利用日の確認ができない申請書	申請書の利用日欄に、「平成30年12月 7、8日 」（7、8日に二重線）という記載が認められ、利用日が確認できなかった。申請書に正確な記載をするよう指導を徹底されたい。	意見	265
第4・2 (25)ウ(ウ)	子育て援助活動支援事業費：補助金手続の不備・援助終了時刻の記載	申請書に援助終了時刻が記載されていないものが認められたが、終了時刻は補助金額に影響するため、記載するべきである。	指摘	265
第4・2 (25)ウ(エ)	子育て援助活動支援事業費：補助金手続の不備・援助終了時刻の不一致	申請書中の「援助の記録」欄の終了時刻と「援助実施日時」欄の終了時刻が一致しないものが認められた。実際の終了時刻は、「援助の記録」記載の時刻であり、この時刻に基づき補助金の交付・精算がなされるべきである。	指摘	265
第4・2 (26)ア(イ)	子育てサロン事業費：出張ひろば型事業に関する加算補助金手続の不備	出張ひろば型の補助金加算について、必ずしも要件を充足しない団体に補助金加算がなされている事象が認められた。要綱に沿った加算補助金の交付がなされるべきである。	指摘	266
第4・2 (26)イ(ア)	子育てサロン事業費：補助金申請書及び収支計算書の不備	補助金申請書には、賃貸借契約書写しを添付しなければならないが、添付が漏れているにも関わらず、補助金が交付されている事象が認められたため、要綱に従った申請手続を履践されたい。	指摘	267
第4・2 (26)イ(イ)	子育てサロン事業費：補助金申請書及び収支計算書の不備	補助金申請書に賃貸借契約書写しの添付はあるものの、賃借人と申請者名が異なるものが認められたが、申請者に賃借物件の使用権限があるかどうかを確認するべきである。	指摘	267

第4・2 (26)イ(ウ)	子育てサロン 事業費：補助 金申請書及び 収支計算書の 不備	補助金申請書に添付された賃貸借契約書記載の賃料と収支決算書記載の賃料が、本事業に使用した比率により按分計算したため、異なっていた。按分比率について資料の提示を求め根拠を確認するべきである。	指摘	267
第4・2 (26)ウ	子育てサロン 事業費：補助 対象経費性の 調査	他団体と比して高額な損害保険料が補助金として交付されていたが、保険の補償内容や保険料が大きく異なる点について調査するべきである。	意見	268
第4・2 (28)ア(ア)	公立保育所等 整備費：指名見 積合せの不備 事象	入札等の経緯が明らかではないものについては、支出負担行為何書に経緯ないし理由を適切に記載するよう心掛けられたい。	意見	269
第4・2 (28)ア(イ)	公立保育所等 整備費：指名見 積合せの不備 事象	入札書の提出方法について、指名通知書の手続は必ず遵守するよう業者に指導するとともに、仮に指名通知書の手続に違反する入札書が提出された場合には、当該業者に補正を促すなどの対応を検討されたい。	意見	270
第4・2 (28)ア(イ)	公立保育所等 整備費：指名見 積合せの不備 事象	支出負担行為何書には、入札書を開披する封筒のみならず、郵送時の封筒についても添付するのが望ましい。	意見	270
273 第4・ 2 (28)ア (ウ)	公立保育所等 整備費：指名見 積合せの不備 事象	入札等執行調書に、落札した会社名に誤りがある事象や、「最低」の欄に「○」印が付されていない事象を認めたことから、正確な記載を励行されたい。	指摘	270
第4・2 (28)ア(エ)	公立保育所等 整備費：指名見 積合せの不備 事象	期限内(開札日時内)に入札を行ったか否かを事後的に検証できるようにするため、持参により入札書を提出した場合には、提出した日時を記載するよう徹底されたい。	指摘	270
第4・2 (28)イ	公立保育所等 整備費：指名見 積合せの回避 疑い	定価が10万円を超えているにもかかわらず、特定の業者からの見積書が10万円をわずかに下回ることから、その見積書の金額を支出予定額として、当該業者と特定随意契約を締結した事象が2件認められた。煩雑な指名見積合せを回避したのではないかとの疑いを持たれないよう、定価が判明している本事象の	意見	271

		ような場合には、定価を支出予定額と定めたうえで、指名見積合せの手続を行うのが望ましい。		
第4・2 (31)ア	一時預かり事業費：実施施設認定要件が不明確であること	本事業に係る補助金を受けようとする者は、要綱上、実施施設として認定を受けなければならないが、要綱の認定要件が一見してわからない状態であったから、要綱の改定を含め、認定要件の明確化がなされるべきである。	意見	273
第4・2 (31)イ(ア)	一時預かり事業費：職員配置基準の確認不備	一時預かり事業を行う者は、職員配置基準を満たさなければならないが、査閲した簿冊からは当該基準が満たされているかどうか確認できないものも存在したことから、事後的にも確認できるよう添付書類を整備する必要がある。	所感	273
第4・2 (31)イ(イ)	一時預かり事業費：職員配置基準の確認不備	一般型幼稚園タイプの実施施設について、職員数の記載が漏れ、又は、職員数が1名と記載されているものの例外要件に関する資料の添付がなく、配置基準を充足するかどうか確認できなかったことから、記載漏れや資料不足がないよう指導する必要がある。	意見	274
第4・2 (31)イ(ウ)	一時預かり事業費：職員配置基準の確認不備	幼稚園型実施施設について、従事者数を1名と記載されているものの、一時預かり事業が実施施設と一体的に運営されていることや勤務する保育士等の支援を受けることができるかについて判断することができる記載がなく、職員配置基準を充足するかどうか確認できなかった。記載不足がないよう指導する必要がある。	意見	274
第4・2 (34)イ(ウ)	病後児デイサービス事業：業務報告の様式変更・設備体制の見直し	各施設において、定員を満たしていないにもかかわらず受け入れができなかった事象が散見された。本市は、受け入れできなかった理由など具体的な実態が把握できるよう、業務報告の様式変更を検討するとともに、既存の委託先の設備体制を確認し、必要に応じて改善を促すべきである。	意見	277
第4・2 (34)ウ	病後児デイサービス事業費：各区への配置	本事業を行う施設は、本市10区のうち5区に6施設が存在するが、需要があり、各区への施設配置を検討されたい。	意見	278

第4・2 (35)	私立幼稚園施設整備費貸付金	本貸付金は、平成3年度に1件(2,000万円)の貸付があった後、本年度に至るまで、新規貸付の実績がないが、毎年度4,000万円の予算が組まれているところ、これまでの実績を踏まえ、予算額を再考されたい。	指摘	279
第4・2 (38)ア(イ)	保育料収納事務関係費:保育料の収納率	納付書払いへの対応を検討する前提として、納付方法(納付書払い又は口座振替)別の収納率を把握することが不可欠であるため、納付方法別の件数だけではなく、納付方法別の収納率も把握されたい。	意見	281
第4・2 (38)ア(ウ)	保育料収納事務関係費:保育料の収納率	保育料の滞納者に対して自宅訪問を行うことが効果的な場合も考えられることから、一律に自宅訪問は行わないという方針をとるのではなく、少なくともその必要性を吟味して検討することが望ましい。	意見	282
第4・2 (38)ア(エ)	保育料収納事務関係費:保育料の収納率	本市では、児童手当からの申出徴収は行っているものの、特別徴収は行っていない。費用対効果を含めて、特別徴収の実施に向けた検討を行うことが望ましい。	意見	282
第4・2 (38)ア(オ)	保育料収納事務関係費:保育料の収納率	費用対効果の面から、差押えの実効性が高いと考えられる保険、給与、預貯金のみを優先的に差押え対象とすること自体は特段不合理とはいえないが、それ以外の差押え対象を一律に除外するのは適切とはいえない。	意見	282
第4・2 (38)ア(オ)	保育料収納事務関係費:保育料の収納率	本市保育料係では慢性的にマンパワーが不足しており、そのことが、収納率の低迷に繋がっている可能性があるため、本市保育料係の人員増加を検討することが望ましい。	意見	283
第4・2 (38)イ(ア)	保育料収納事務関係費:保育料収納事務協力員	本市保育料係の職員との情報共有や時効管理の観点からすれば、保育料収納事務協力員からの書面での報告を求めるべき必要性は高い一方で、現状の報酬は少額である(月額1,500円)。書面での報告を求めることを前提として、報酬の増額を含め検討すべきことが望ましい。	意見	283
第4・2 (38)イ(イ)	保育料収納事務関係費:保育料収納事務協力員	報酬を辞退する意向を示した施設長がいた場合には、保育料収納事務協力員の業務の重要性に鑑みて、当該施設長に対して報酬を受領するよう促すとともに、それでもなお辞退する場合には、当該施設長を翌	意見	284

		年度保育料収納事務協力員に任命することは避けるべきである。		
第4・2 (38)イ(ウ)	保育料収納事務関係費：保育料収納事務協力員	保育料収納事務協力員からの必要書類に不備が散見された。不備がないよう注意喚起を行うとともに、仮に不備のある書類が提出された場合には、再提出を求めるべきである。	指摘	284
第4・2 (38)イ(エ)	保育料収納事務関係費：保育料収納事務協力員	保育料収納事務協力員が死亡し、特定の相続人に対して報酬を全額支払うのであれば、全相続人が同意していることを確認することが必要である。	指摘	284
第4・2 (38)ウ(イ)	保育料収納事務関係費：保育料の減免制度	減免期間中の収入の増加（又は支出の減少）は、減免決定の取消事由になり得るものであるところ、そのような取消しは行わないという現状の運用は、保育料負担の公平性の観点から問題があるため、改めるべきである。	指摘	285
第4・2 (38)ウ(イ)	保育料収納事務関係費：保育料の減免制度	減免期間中の収入（又は支出）を把握するためには、次年度の市民税情報を確認することは当然のこととして、届出義務の実効性を担保することが必要である。	意見	286
第4・2 (38)エ(イ)	保育料収納事務関係費：滞納整理	保育料の分割納付制度に関する手続や基準を条例や要綱で定め、法的根拠のある運用を行うべきである。	指摘	287
第4・2 (38)エ(ウ)	保育料収納事務関係費：滞納整理	比較的短期間のうちに保育料を納付できる者については、積極的に徴収猶予制度を活用すべきである。	意見	287
第4・2 (38)エ(エ)	保育料収納事務関係費：滞納整理	即時消滅の要件該当性の判断に不可欠であるため、「保育料滞納処分停止兼納付義務消滅決議書」の添付資料として、交渉経過一覧表は必ず編綴しておくべきである。	指摘	288
第4・2 (38)オ(ウ)	保育料収納事務関係費：世帯状況届	世帯状況届に内夫・妻を確実に記載してもらうため、「同居人」や「内夫・妻」という欄を設けるなど、世帯状況届（1号）及び世帯状況届（2・3号）の様式を修正することが望ましい。	意見	289
第4・2 (38)オ(エ)	保育料収納事務関係費：世帯状況届	世帯状況届（2・3号）と同様に、世帯状況届（1号）にも「児童扶養手当の受給の有無」欄を設けるよう様式を早期に修正することが望ましかった（現在は修正済み）。	意見	289

第4・2 (38)オ(オ)	保育料収納事務関係費：世帯状況届	同居の障がい者を確実に記載してもらうため、世帯状況届（2・3号）の様式を、世帯状況届（1号）と同様にチェック方式にするよう早期に修正することが望ましかった（現在は修正済み）。	意見	290
第4・2 (38)カ	保育料収納事務関係費：保育料の算定方法の周知	保育料が増減する可能性がある事由については、十分に本市担当者及び保護者に周知する必要がある、内縁の配偶者や同居の障がい者など、申告を誤りやすい事項については、特に入念に注意喚起を行う必要がある。	意見	290
第4・2 (47)ア(ア)	私立教育・保育施設給付費	私立認可保育所が保育所委託費を請求する際に本市長宛に提出する「保育所委託費概算書」には、捨印が押印されていないものが認められた。捨印がなければ簡易な修正もできずに差し替え等の対応を求められることになり、非効率的な事務遂行が生じる。事業者の事情に配慮しつつも押捺を勧奨することが望ましい。	意見	295
第4・2 (47)ア(イ)	私立教育・保育施設給付費	「保育所委託費概算書」の提出者の記載に関し、設置主体が明記されず、保育園園長名で提出しているもの等、提出主体の記載がないものが認められた。提出者の権限に疑義を生じさせないよう、設置主体の明記を徹底させるべきである。	意見	295
第4・2 (47)ア(ウ)	私立教育・保育施設給付費	施設機能強化推進費の申請書に対応する「加算・調整項目実績報告書」には、納品書や領収書の添付漏れが多く認められた。このような場合、再提出するよう指導しているが、添付漏れが多く事務負担を増加させている。報告書の書式自体に、全ての支出につき領収書を必ず提出することなどと注意書きを付するなどして添付漏れ件数を減らす工夫をすべきである。	意見	296
第4・2 (47)イ	私立教育・保育施設給付費	施設機能強化推進費の申請書に記載されていた物品と異なる物品を購入している事象が多く認められた。このような場合、本市は各園から事情を聴取し対応しているが、事務負担が大きい。本市からの照会を待たずに、申請書記載の物品と異なる物品を購入した場合にはその旨及び理由を報告させる運用とするなど、本市の審査・認定事務を効率的かつ有効的に行うことができるよう変更することが望ましい。	意見	296

第4・2 (49)ア	時間外保育事業費	時間外保育事業の実施を希望する保育所等の設置者は、事業開始前に市長に協議書を提出する必要がある。その協議書の「申請者」欄には、設置主体が明記されていないものが多く認められた。これは協議書自体が「住所」、「氏名」の欄しか設けていないことに起因すると考えられるため、法人又は団体名等の記入欄を設けるなど、様式を見直すべきである。	意見	297
第4・2 (49)イ	時間外保育事業費	時間外保育事業に関する協議書は、園長名のみで提出されているものが多く認められるが、委任状の提出は求めている。運営母体の意向であることを明確にするため、委任状を求めるべきである。	意見	297
3 幼児教育事業に関する監査結果（教育委員会事務局）				
第4・3(4) ウ	幼児教育センター関係費	幼児の教育相談に付随して医師による診断等を受けることができる事業が行われているが、利用実績が乏しい。本事業の意義や重要性からすると潜在的なニーズはあると考えられるため、積極的に制度の存在を周知し、利用促進を図る必要がある。	意見	302
4 指導監査についての監査結果				
第4・4イ	児童福祉施設等への指導監査：北海道との連携	国の通達を踏まえて、北海道と更なる連携を深め、合同監査の実施、監査の際に求める資料や様式等の統一化など、対象となる幼稚園及び幼稚園型認定こども園の負担軽減となるような方策を検討されたい。	意見	306
第4・4ウ	児童福祉施設等への指導監査：要綱の整備	幼稚園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園について、直接の適用対象となる要綱が存在しないことから、それぞれの特色を踏まえた上で、指導監査の内容等を要綱で明記するのが望ましい。	意見	306
第4・4エ (ア)	児童福祉施設等への指導監査：業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項の届出先が本市以外の行政機関（北海道又は内閣総理大臣）である場合においては、届出書の写しを本市へ提出してもらい運用となっているため、実地で届出書を確認できない場合には、本市へ提出されている届出書の写しを確認するとともに、それでも確認がとれない場合には、可能な限り届出先である行政機関に照会して業務管理体制の整備状況を確認するのが望ましい。	意見	307

第4・4エ (イ)	児童福祉施設等への指導監査：業務管理体制の整備	検査項目の漏れが生じないように、定期運営指導調書には、法令順守責任者以外の事項（法令遵守規定の整備及び業務執行状況の定期的な監査実施）についても記載欄を設けておくのが望ましい。	意見	307
第4・4オ (イ)	児童福祉施設等への指導監査：指導事項や助言事項該当性の判断理由の明記	指導事項や助言事項とした理由又はしなかった理由について指導調書（復命書）に記載がなければ、施設間の公平性を損なう可能性や次回監査への引継ぎが不十分となってしまう可能性が考えられるため、指導監査の担当者が問題となりうる項目にチェックを行った場合には、指導事項や助言事項とするか否かの判断理由について、指導調書（復命書）に明記しておくべきである。	指摘	309
第4・4カ	児童福祉施設等への指導監査：事故防止マニュアルの送付	事故防止マニュアル等については、形式的に存在しているだけでは不十分であり、その内容が適切でなければ、事故の発生を防止することは困難であり、また、万が一事故が発生した場合に、当該施設のマニュアル等の内容の適切性について事後的に検証が可能となるという観点からも、写しの送付を求めているのが望ましい。	意見	310
第4・4キ	児童福祉施設等への指導監査：定期運営指導調書の不備事象	定期運営指導調書に、検査項目のチェック漏れや重要事項説明書が編綴されていない不備を認めた。	指摘	310
第4・4ク (ウ)	児童福祉施設等への指導監査：公立保育所調査の必要性	本市に実施義務のない公立保育所の調査を今後も継続するのであれば、調査実施職員に子ども未来局職員を充てるなど、実効性のある指導監査となるよう工夫する必要がある。	意見	311
5 北区及び南区保健福祉部における子育て事業に関する監査結果				
第4・5(1) ア	(北区) 児童扶養手当支給事務費：認定事務の遅滞	北区において、児童扶養手当認定請求の却下が著しく遅滞した事象を認めた。申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行政手続7）とされていることに照らし、より早急に処理をする必要がある。	指摘	311

第4・5(1) イ	(北区) 児童扶養手当支給事務費：調査・照会に関する根拠条文の誤り	受給者等の居住実態を確認するため、北海道電力株式会社や札幌市水道局への照会を行うことがあり、従前は、児童扶養手当法 30 条を根拠条文としていたが、正しくは、同法 29 条であった。	指摘	312
第4・5(1) ウ	(北区) 児童扶養手当支給事務費：調査・照会に際しての同意書の要否	児童扶養手当法 29 条又は 30 条に基づく調査・照会については、対象者の同意は不要であることから、一定期間同意書の提出がないような場合には、同意書の提出がなくても調査・照会を行うことにより、認定事務を迅速に行うのが望ましい。	意見	312
第4・5(2) ア(エ)	(北区) 児童手当支給事務費	児童手当の過支給分の返還にあたって、内払調整(児童手当 13) をする際、必要事項の誓約等の書面を対象者から取り付けていない。全区に共通の事象であり、北区のみならず本市全体で是正が必要である。	指摘	315
第4・5(2) ア(エ)	(北区) 児童手当支給事務費	児童手当の過支給分の返還を内払調整によるにあたって、見込まれる内払調整の合計額が返還を要する金額に達しないにもかかわらず、漫然と内払調整処理をしている事象がみられた。	指摘	315
第4・5(2) イ(イ)	(北区) 児童手当支給事務費	刑事施設に収容された対象者から、児童手当過支給分の返還の履行延期申請を受けるにあたって、現実に申請書を提出したのはその妻であったところ、署名押印は誰によるものか、第三者による場合には本人の意思を確認しているのかを聴取し、経過記録等の書面に残しておく運用をすべきである。	指摘	316
第4・5(2) イ(イ)	(北区) 児童手当支給事務費	児童手当過支給分の返還金 20 数万円のうち、一部(10 万円)のみ履行延期申請及びその承認がなされ、残部につき何の処理もなされていない。会計年度上の都合から一部と残部に分けたとのことだが、当然ながら残部についての処理も必要である。	指摘	316
第4・5(2) イ(イ)	(北区) 児童手当支給事務費	刑事施設に収容された対象者から児童手当過支給分の返還を分割(月 5,000 円)で受けるにしても、その妻には児童手当が支給されるので、そのことも考慮の上で、妻との間で、過支給分の返還方法について協議を行ってもよかったと思われる。	所感	316

第4・5(3) ア	(北区) 保育料 収納事務関係 費：階層認定の 過誤	北区において、障がい者同居世帯の認定が漏れていたことにより、誤って階層認定している事象が認められた。保育料の算定上誤りやすい事項については、マニュアルを作成するなどして特に注意喚起を行い、再発防止に努められたい。	指摘	317
第4・5(3) イ(ア)	(北区) 保育料 収納事務関係 費：減免申請に ついて	保育所入所用の診断書とは別に、減免申請時に改めて診断書の取得を求めることや、保育所入所用の診断書を流用する場合には、減免決定の決裁を受ける際の書類に診断書の写しを綴っておくことが望ましい。	意見	318
第4・5(3) イ(イ)	(北区) 保育料 収納事務関係 費：減免申請に ついて	保育料の公平な負担という見地からすれば、減免基準に該当するか否かについては慎重に判断すべきであるから、保護者等への聞き取りは十分に行うべきである。	意見	318
第4・5(3) イ(イ)	(北区) 保育料 収納事務関係 費：減免申請に ついて	減免基準に該当するか否かの判断過程を記録化し、事後の検証に耐えうるようにしておくのが望ましい。	意見	318
第4・5(4) ア	(南区) 保育料 収納事務関係 費：階層認定の 過誤	南区において、障がい者同居世帯の認定が漏れていたことにより、誤って階層認定している事象が認められた。保育料の算定上誤りやすい事項については、マニュアルを作成するなどして特に注意喚起を行い、再発防止に努められたい。	指摘	319
第4・5(4) イ(ア)	(南区) 保育料 収納事務関係 費：減免申請に ついて	減免申請に係る伺書の中に、誤った記載が認められた。伺書の記載ミスは、保育料の徴収に過不足を生じさせかねないため、正確な記載を心掛けたい。	指摘	319
第4・5(4) イ(イ)	(南区) 保育料 収納事務関係 費：減免申請に ついて	保育料の当月減免と生活保護世帯の実費負担額は関連性がなく、不要な当月減免の事務処理を行った事象が認められた。	指摘	320
第4・5(4) イ(イ)	(南区) 保育料 収納事務関係 費：減免申請に ついて	要綱上の根拠のないまま階層区分の当月変更を行った事象が認められた。	指摘	320

第4・5(4) イ(イ)	(南区) 保育料 収納事務関係 費:減免申請に ついて	保育料の当月減免だけではなく、階層区分の当月変更を行う必要性が高い事象が想定されるのであれば、要綱の改正も検討すべきである。	意見	320
第4・5(4) イ(ウ)	(南区) 保育料 収納事務関係 費:減免申請に ついて	病気等により収入が減少したことを減免の理由とする場合には、保育所入所用の診断書とは別に、減免申請時に改めて診断書の取得を求めることを検討するとともに、保育所入所用の診断書を流用する場合には、減免決定の決裁を受ける際の書類に診断書の写しを編綴することが望ましい。	意見	321
第4・5(4) イ(エ)	(南区) 保育料 収納事務関係 費:減免申請に ついて	要綱上、保育料の当月減免の要件に該当しないにもかかわらず、当月減免を行った事象が認められた。要綱の内容については、担当者に周知徹底されたい。	指摘	321
第4・5(5)	(北区) 絵本の 読み聞かせ事 業	本事業に関する活動記録の中に「本日の読み聞かせ人数」を記入する欄がある。この欄に記入されている人数を基礎に傷害保険の保険料が算定されるが、一部実施日において、同一人物を複数回カウントした「延数」を基礎に算定していた。延数を基礎に算定すると不要な人数分の保険料を負担する結果を招くことから、実数の把握及び記入の励行を徹底すべきである。	指摘	322
第4・5(6) ア	(北区) 母子父 子寡婦福祉資 金貸付事業費 (福祉資金償 還指導記録票 の記載)	債権管理業務に関する福祉資金償還指導記録票において、複数の資金貸付を受けている借主の記録について、催告等がどの資金貸付について行われたのか、判別することが困難であった。催告等は、消滅時効管理等にも影響するところ、記載を工夫されたい。	意見	322
第4・5(6) イ	(北区) 母子父 子寡婦福祉資 金貸付事業費 (違約金減免 の運用方法)	償還完了時に送付している文書に、申請書を提出した者は違約金が免除となる旨の記載が認められたが、違約金の減免は、法令及び本市事務取扱要領に定める要件に従って行うべきであるところ、かかる運用は不適切であり是正されたい。	指摘	322
第4・5(6) ウ	(北区) 母子父 子寡婦福祉資 金貸付事業費 (徴収停止等)	催告等を行なったものの、借主より連絡等がなく、長期間が経過している事象が認められたが、本市事務取扱要領には、このような場合を想定し、徴収停止や	指摘	323

		債権放棄の手続を規定しており、かかる手続をとるべきである。		
第4・5(7)	(南区) 母子 父子寡婦福祉 資金貸付事業 費(違約金減 免)	経済資料を求めず、借主も連帯保証人も年金生活であり生活が苦しいことを理由に、違約金免除決定がなされている事象が認められた。違約金の減免にあたっては、法令等に定める要件を充足するか、十分な調査を行うべきである。	指摘	323
第4・5(8) ア	(北区) 内部管 理状況:出張命 令書の不備事 象	出張命令書に、命令者・確認印漏れや日当区分の誤りといった不備事象が認められた。	指摘	324
第4・5(8) イ(ウ)	(北区) 内部管 理状況:一般競 争入札の手続	一般競争入札の予定価格の決定にあたっては、(i)市場価格の調査結果については、記録化する、(ii)参考見積を依頼する業者が固定化しないよう留意する、(iii)固定化し、又はそのおそれがある場合には、第三の業者の参考見積も積極的に取得することに留意することが望ましい。	意見	325
第4・5(8) ウ(ア)	(北区) 内部管 理状況	備品出納簿に掲載されている備品と現物との照合を実施したところ、備品整理票が貼付されていないもの、保管場所とされている場所から発見されなかったものが認められた。	指摘	325
第4・5(8) ウ(イ)	(北区) 内部管 理状況	物品管理換書に掲載されている備品について備品番号が記載されていないため、備品出納簿との照合が著しく煩雑であった。物品管理換書にも備品番号を明記すべきである。	意見	325
第4・5(9)	(南区) 内部管 理状況	トートバック作成業務について、特定随意契約により発注を行なっている事象が認められたが、指名見積合せ用の指名通知書を送付するという不要な事務手続を行っていた。	指摘	325

6 北区保育・子育て支援センター(ちあふる・きた)及び市立白楊幼稚園に関する監査結果

第4・6(2) ア(イ)	公立保育所等 運営費:一時預 かり事業	一時預かり利用申込書に記載漏れ等の不備事象が認められた。	指摘	328
第4・6(2) ア(ウ)	公立保育所等 運営費:一時預 かり事業	非定型的保育の確認書類(在職証明書等)が不足している事象が認められた。実施園への利用登録の時点	指摘	329

		で不足があった場合には、遅くとも利用申込みの時点で確実に徴取されたい。		
第4・6(2) ア(エ)	公立保育所等 運営費：一時預 かり事業	一時預かり利用の利用料は、利用理由によって金額が異なるため、正しい利用理由であるか疑問を差し挟む余地がある場合は、その保護者に対して、利用理由の詳細をその都度確認すべきである。	意見	329
第4・6(2) ウ(イ)	公立保育所等 運営費：親子同 室子育て講座	親子同室講座の講師間で謝礼に相違を生じさせるだけの積極的理由がないのであれば、同一の金額に設定することも検討すべきである。	意見	331
第4・6(2) エ	公立保育所等 運営費	備品管理方法について、①備品番号の区分が付箋で簿冊に貼付されている不備、②備品使用簿に備品の使用場所が記録されていない不備、③備品出納簿に掲載されている備品について備品使用簿に掲載されていない不備、④備品出納簿の金額欄や使用数量が記載されていない不備が認められた。適切に管理される必要がある。	指摘	331
第4・6(2) オ(ア)	北区保育・子育 て支援センタ ー（ちあふる・ きた）：現金 等価物の管理	市営地下鉄・バス等のIC乗車券（カード）の利用履歴の印字は直近20件までしか行えないので、記録が消失する前に印字・使用簿への添付を励行すべきである。	意見	332
第4・6(2) オ(イ)	北区保育・子育 て支援センタ ー（ちあふる・ きた）：現金 等価物の管理	JR北海道のIC乗車券（カード）につき、入金（チャージ）時に領収書の発行を受け使用簿に添付する事務が一部励行されていなかった。	指摘	332
第4・6(3) ア(イ)	PTA等関係団 体に係る学校 徴収金事務	学校徴収金取扱要領の適用が除外されている関係団体に係る学校徴収金の予決算、物品等の購入事務や支出事務等についても、同要領が全面的に適用又は準用されるよう、その改訂について引き続き検討すべきである。仮に、その実現が直ちには困難であるとしても、これら事項についての不備又は過誤の発生防止のため、PTA等関係団体と協議する等して、一般的な助言を検討すべきであるし、個別のPTA等関係団体の会計・購入・支出については、校長（園長）がその顧問又は顧問的地位にあることに照らし、一層	意見	338

		の適正化に向けて、適宜の機会に助言を行うべきである。		
第4・6(3) イ(ウ)	白楊幼稚園：在校時間の客観的な把握	白楊幼稚園の教職員の在校時間は自己申告で把握しているが、労働安全衛生法及び文部科学省のガイドラインで示されたように、教職員の在校時間については、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測できる環境を早急に整えるべきである。	指摘	340
第4・6(3) ウ	白楊幼稚園：内部管理	職員の負担軽減という観点からすれば、職員会議の議事録の雛形等を作成するのが望ましい。	意見	340
見出し記号	事業(費) 又は事項	摘要	指摘・意見・所感	該当頁
第5 本市における子どもの家庭福祉に関する財務事務の執行				
2 本市における児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制				
第5・2(2) イ	児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制	特定妊婦が子どもを出産した場合、その子どもに関しては、一定期間（少なくとも1年間程度）は、要保護又は要支援児童として把握し、要対協の支援対象（支援ケース）として進行管理すべきである。	指摘	365
第5・2(3) エ(ウ)	児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制	乳幼児健診の未受診・未来所から3か月を経過した事案は、例外なくすべて家庭児童相談室に情報共有し、家庭児童相談室では、当該事案につきすべて児童票を作成する取扱いとすべきである。また、3か月が経過しなくても、保健師等からの連絡に全く応答しない、文書送付にも何の反応もない等の場合には、3か月经過を待たずに保健師等の判断により家庭児童相談室への情報共有をし、その場合には家庭児童相談室にて児童票を作成する取扱いとすべきである。	指摘	370
第5・2(3) エ(ウ)	児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制	保健師の継続支援とされた事案では、必ず家庭児童相談室にて児童票を作成し、保健師の収集した情報を家庭児童相談室に提供されるような取扱いとすべきである。	指摘	370
第5・2(4) イ	児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制	児童相談所や家庭児童相談室にて児童票が作成されているケースについては、全件一律かつ定期的な（例えば毎月）住民基本台帳上の異動確認を行うべきである。	指摘	371

第5・2(5)	児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制	情報共有・連携体制の充実化のための諸方策には、いずれも家庭児童相談室の関与・機能強化が必要であるため、可能な限り早期に家庭児童相談室の人員体制・機能の拡充・強化をすべきである。	指摘	372
3 児童相談所における事業に関する監査結果				
第5・3(1)ア(オ)	児童相談所運営管理費：児童福祉司の配置数	本市においては、平成30年度と平成31年（令和元年）度の児童福祉司の実配置数が、必要配置数に不足している状況にあった。子ども関連、児童相談所関連の資源配分の重要性を認識し、法令の求める人員構成を早急に達成させなければならない。	指摘	376
第5・3(1)ア(オ)	児童相談所運営管理費：児童福祉司の配置数	令和4年度には、本市の児童福祉司必要配置数は、大幅に増加する見込みであるから、本市はこの配置数を達成できるよう計画的に人材育成を進めるべきである。	意見	376
第5・3(1)イ	児童相談所運営管理費：児童心理司の配置数	児童心理司は児童福祉司2人につき1人配置するという国レベルの目標の達成に向けて、配置増と人材育成を図るべきである。	意見	377
第5・3(1)ウ	児童相談所運営管理費：札幌市メンタルフレンド派遣事業	平成25年度以降は全く派遣実績がないことに鑑みると、本事業は廃止するか、または本事業自体の意義自体は失われていないのなら、例えば、本事業を区の家庭児童相談室の所管に移管すること等も含めて、本事業を有効かつ適切に行えるような措置をとるべきである。	指摘	378
第5・3(1)エ(ア)	児童相談所運営管理費：契約関係	一般競争入札において、会社名（商号）が極めて類似している2者が入札したところ、本市は入札参加条件の確認を怠っていた。当該2者が実際に入札参加条件を満たしているか否かは不明であるものの、少なくとも、その疑いがあるものについては、事前の確認を励行されたい。	指摘	378
第5・3(1)エ(イ)	児童相談所運営管理費：契約関係	駐車場の賃貸借契約の更新に係る決裁文書には、具体的な近隣駐車場の状況（空き状況及び駐車料金）が記載されていない。翌年度以降の検討の便宜からも、これを明記するのが望ましい。	意見	379

第5・3(1) エ(イ)	児童相談所運営管理費：契約関係	駐車場の賃貸借契約書（平成24年4月1日から毎年更新）によれば、契約の解約には30日前予告が必要とされていることから、契約更新に関する決裁は毎年2月末日までには終えておかなければならない。	指摘	379
第5・3(1) エ(ウ)	児童相談所運営管理費（契約関係）	除排雪作業に関する業務委託契約は、予想積雪量に基づき予定価格を積算しているが、平成30年度の契約について、実績と予想が大幅に異なったことから、合理的な契約方式を検討すべきである。	意見	379
第5・3(1) エ(ウ)	児童相談所運営管理費：契約関係	除排雪業務委託契約について、仕様書に定められる作業時間帯と実際の時間帯が異なる事象が認められたことから、仕様書の変更を検討されたい。	意見	380
第5・3(1) オ(ア)	児童相談所運営管理費：内部管理状況	郵便切手・収入印紙使用簿（28条事件申立用）に、記入漏れ等の不備事象が認められた。	指摘	380
第5・3(1) オ(イ)	児童相談所運営管理費：内部管理状況	Kitaca 使用簿に、記入漏れ等の不備事象が認められた。	指摘	380
第5・3(1) オ(ウ)	児童相談所運営管理費：内部管理状況	SAPICA 使用簿に、記入漏れ等の不備事象が認められた。	指摘	381
第5・3(1) オ(ウ)	児童相談所運営管理費：内部管理状況	SAPICA 利用明細の印字及び添付については、チャージ時のみならず、20件の利用履歴が消失するまでに、少なくとも1度は印字及び添付をして、事後的に利用履歴を確認できるようにするのが望ましい。	意見	381
第5・3(1) オ(エ)	児童相談所運営管理費：内部管理状況	前渡金（ガソリン代）の精算方法について、上期に5万円を前渡し、精算をせず、下期に追加で5万円を交付し、年度末に精算を行っている事象が認められたが、合規的な運用がなされるべきである。	指摘	381
第5・3(3) ア(イ)	児童福祉施設措置費	児童福祉施設入所者負担金は、法令及び本市規則上、所得階層により徴収額を認定することとされている。しかし、本市では、所得階層とは無関係に「負担金を認定することが適当ではない世帯」という類型を設けて負担金を認定しない取扱いをしており、法令及び規則に反する認定事務を行なっている。	指摘	385
第5・3(3) ア(イ)	児童福祉施設措置費	児童福祉施設入所者負担金の認定に必要な収入資料の収集について、本市では、同意書の提出があった世帯に限って税額調査等を実施しているが、調査権の	指摘	386

		行使に関して法律上は対象者の同意が必要とされていない。対象者の同意書を得られない限り、調査しないという本市の取扱いは法令の解釈として正しくなく、同意を得られないケースでも調査権限を適切に行使して負担金認定を行わなければならない。		
第5・3(3) ア(ウ)	児童福祉施設 措置費	本市の児童福祉施設入所者負担金の徴収事務は、1度の督促状の送付のほかは、ケースワーカーによる働き掛けにとどまっており、本負担金が滞納処分の場合により処分することができる債権であることに照らすと、徴収事務として不徹底であり、徴収事務を充実させる必要がある。	指摘	388
第5・3(3) イ	児童福祉施設 措置費	札幌市児童福祉施設で生じた一定の事故等について、本市への報告期限が要領に定められているが、報告期限を徒過して報告がなされたケースが複数認められた。要領に規定されている報告期限の遵守を周知徹底すべきである。	指摘	390
第5・3(3) イ	児童福祉施設 措置費	札幌市児童福祉施設で生じた事故報告は、報告事務取扱要領に定める様式を使用して報告することとされているが、これを遵守しないものが認められた。事務効率や報告事項漏れを防止するため、書式の遵守について指導を徹底すべきである。	指摘	390
第5・3(3) ウ	児童福祉施設 措置費：内部管理 状況（チャージ領収証の疑義）	里親委託児童特別育成費補助を利用して、通学交通費支給申請を行っているなかに、ICカードへのチャージについて、コンビニエンスストアの領収証が添付されている事象を認めた。通学交通費の支出にのみ利用するにもかかわらず、コンビニエンスストアでチャージを行うことに説得力は乏しく、他目的によるチャージの疑義も残る以上、事情又は理由を確認すべきであり、場合によっては、ICカードの使用履歴を徴取すべきであった。	意見	390
第5・3(5) ア	庁舎維持管理 費	特定者を相手方とする随意契約を締結すべき事案について、誤って少額を理由とする特定随意契約が締結されていた。支出手続は法的に行われるべきである。	指摘	391

第5・3(5) イ	庁舎維持管理費	支出負担行為伺書の金額が誤っているにもかかわらず、決裁においても誤記が見落とされ、少額随意契約が締結されていた。支出負担行為は要領に基づき適切に作成されるべきであり、また、チェック体制に問題がないか見直すべきである。	指摘	392
第5・3(7) イ(ウ)	家庭児童相談室費	現状の区家庭児童相談室の人員配置は、各区(全10区)3名となっているが、区ごとの受理相談状況や要対協取扱件数に大きな差があることから、傾斜配分させる必要がある。ただし、児童や保護者の支援、虐待予防・防止の関係では、児童・保護者に身近な区家庭児童相談室の果たす役割は非常に大きいので、現状から人員を減らす区を生じさせるのではなく、取扱件数・業務量の多い区に追加人員配置をすべきである。	指摘	396
第5・3(8) イ(イ)	児童虐待防止対策費：児童虐待防止啓発の広報活動	本市が現在作成している児童虐待防止・相談連絡先一覧のミニカード(名刺サイズ)は、児童・生徒、保護者、学校・保育園等の職員に個別配布すべきである。また、児童虐待防止・相談連絡先一覧のチラシ(A4サイズ、表裏)は各学校の教室内にも掲示すべきである。	指摘	398
第5・3(8) ウ(イ)	児童虐待防止対策費：初期調査業務委託契約の方式	児童虐待通告等に対する初期調査業務は委託がなされ、見込件数に基づき定額の代金を定めて契約を結んだが、実績と見込件数が大きく異なったことから、合理的な契約方式を検討されたい。	指摘	398
第5・3(10) イ(エ)	一時保護関係費	一時保護所の第三者評価・自己評価の必要性が高まっていることに鑑み、本市においては、できる限り早期に、第三者評価・自己評価の実施計画の策定等を講じるべきである。	意見	402
第5・3(13) イ	養育支援員派遣費	想定した活動量に比べて、著しく少ない実績しか残っていないことに鑑みて、より一層、本事業を活用し、虐待に関わる問題を抱える児童と保護者を支援すべきである。	意見	404
第5・3(13) ウ	養育支援員派遣費	事業の一層の有効化のために、利用者や事業者に対するアンケート等を実施すべきである。	意見	404
第5・3(14) ア(ア)	児童養護施設入所児童等自立支援費：ス	本市は、スタディメイトの募集にも主体的に関わり、スタディメイトが確保できないという不測の事態を招かないよう体制を整備すべきである。	意見	405

	タディメイト 派遣事業			
第5・3(14) ア(イ)	児童養護施設 入所児童等自 立支援費：ス タディメイト 派遣事業	事業の一層の有効化のために、利用児童や利用児童 養護施設、スタディメイトに対するアンケート等を 実施すべきである。	意見	406
第5・3(14) イ(ア)	児童養護施設 入所児童等自 立支援費：就 労支援コーデ ィネーター派 遣事業	一般競争入札の結果、入札2者の金額が同額だった ため、くじびきの方法により落札者が決定された。こ の場合、くじによった旨を契約締結後に記載すべき ところ、この手続が履践されていなかった。	指摘	406
第5・3(14) イ(イ)	児童養護施設 入所児童等自 立支援費：就 労支援コーデ ィネーター派 遣事業	一般競争入札により落札した業者から、後に代金の 支払を年度末一括から毎月ごとに変更するよう依頼 があり、これに応じる根拠もやむを得ない事由もな いにもかかわらず、本市は変更依頼に応じた。以後、 このような取扱いがないよう厳に慎まなければならない。	指摘	406
第5・3(14) イ(ウ)	児童養護施設 入所児童等自 立支援費：就 労支援コーデ ィネーター派 遣事業	利用児童の数は、毎年数人程度と非常に少ないため、 アンケートの適否や参考度にも議論がある可能性も 否定できないが、少なくとも利用施設に対しては、ア ンケート等を行い、本事業内容の一層の有効化のた めの意見聴取を行うべきである。	意見	407
第5・3(16) ア(ウ)	里親制度促進 費：里親普及 の啓発・広告	新規里親開拓のための広報活動として、里親制度・里 親募集のパンフレット等を市内の小・中学校、高等学 校等の学校(市立学校のみならず道立、私立学校も含 む)の在籍児童・生徒の保護者向けに配布する方法を 含み、より一層充実した活動をすべきである。	意見	411
第5・3(16) イ(イ)	里親制度促進 費：里親委託 児童の児童手 当	本市では、措置解除時に里親やファミリーホーム事 業者から、児童手当口座の取扱いについて口頭で説 明するのみで、児童手当の収支や児童手当口座の引 継ぎの報告は受けていない。これは不適當であり是 正すべきである。	指摘	412

第5・3(16) ウ(イ)	里親制度促進費：里親養育相互援助事業	本事業費の積算においては、里親等の種類ごとに、所定の回数集いの実施を前提に事業費を積算しているが、契約書(仕様書を含む)には、これら実施事業の詳細の定めがない。実施詳細を不足なく明記すべきである。	指摘	413
第5・3(16) ウ(ウ)	里親制度促進費：里親養育相互援助事業	契約に従った適正な履行がなされるよう、報告書の様式の再考も含めて、受託者に対して必要な指導を行うべきである。	指摘	413
第5・3(17)	児童養護施設等に対する指導監査	同一施設に2年連続で同様の指摘があった場合には、安易に同様の口頭指導事項とするのではなく、場合によっては、文書指導事項とすることも検討すべきであり、2年連続で口頭指導事項とするのであれば、その判断理由を復命書に明記しておくべきである。	意見	414

4 児童心理治療センター、自閉症児支援センターにおける事業に関する監査結果

第5・4(2) ア(イ)	児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理	入所児童の児童手当の管理について定めた要領の存在が失念されており、これに則った管理がなされていない。	指摘	416
第5・4(2) ア(ウ)	児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理	児童手当入金用の児童名義の口座は新規開設に限るべきである。	指摘	417
第5・4(2) ア(ウ)	児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理	入所児童についての児童手当につき、受給権である本市が当該手当額を児童に贈与し、管理者を施設管理者と指定する意思表示は、書面にて行うべきである。	指摘	417
第5・4(2) ア(ウ)	児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理	入所児童に贈与された児童手当の入金口座は、本施設管理者が管理するものである以上、定例監査を行う必要があるが、これが行われていなかった。	指摘	417
第5・4(2) イ	児童心理治療センター運営	発注先から提出された完了届に誤記があったにもかかわらず、履行検査が完了していた。履行の確認は、	指摘	417

	費：履行検査上の不備	後日の検証にも耐えうるよう適切に行うべきである。		
第5・4(2) ウ(エ)	児童心理治療センター運営費：資金前渡請求	札幌市会計規則に反し、約半年の期間を支出対象期間とする資金前渡請求がなされていた。資金前渡請求は最高1月ごとに行うとされているのであるから、合規的に行うべきである。	指摘	418
第5・4(2) ウ(オ)	児童心理治療センター運営費：資金前渡請求	過去の実績と乖離した資金前渡請求が行われていた。資金前渡請求を行うにあたっては、その都度、資金前渡でなければならない理由を具体的に明記すべきであり、また、請求額等は過去の実績に照らし適正な金額を積算すべきである。	指摘	418
第5・4(2) エ(ウ)	児童心理治療センター運営費：物品購入	入所児童がスキー授業に使用するためスキー用品一式を購入しているが、同一の業者から複数回に分けて購入され、さらに、スキー授業終了後に購入されたものも散見された。経済性・公平性の確保及び児童の学校生活へ支障を生じさせないようにするため、一括購入に努めるべきである。	意見	420
第5・4(2) エ(ウ)	児童心理治療センター運営費：物品購入	スキー用品の購入について、分割購入となった理由は明記されていなかった。分割購入せざるを得ない事情がある場合は、その具体的理由を明記すべきである。	意見	420
第5・4(2) エ(エ)	児童心理治療センター運営費：物品購入	スキー授業終了後になされたスキー用品の購入は、平成30年度において支出が必要なものであったとはいえない。当該年度において不要な出費は慎むべきである。	指摘	420
第5・4(2) オ	児童心理治療センター運営費：備品管理に関する不備	備品出納簿に記載されている番号と現品に貼付されている整理票の番号が一致しなかったところ、適切な管理を実践されたい。	指摘	420
第5・4(2) カ	児童心理治療センター運営費：金券・郵券等の金銭同等物の管理	本施設にて使用する郵券については、郵便切手受払簿が備えられ、用途を記載するほか、毎月末に所属課長、係長の確認を経て検印が押捺される仕組みとなっている。3月末の課長検印漏れが1件認められた。	指摘	420
第5・4(3) ア(イ)	自閉症児支援センター運営費：入所児童	入所児童の児童手当の管理について定めた要領の存在が失念されており、これに則った管理がなされていないかった。	指摘	422

	の児童手当の管理			
第5・4(3)ア(ウ)	自閉症児支援センター運営費：入所児童の児童手当の管理	児童手当入金用の児童名義の口座は新規開設に限るべきである。	指摘	422
第5・4(3)ア(ウ)	自閉症児支援センター運営費：入所児童の児童手当の管理	入所児童についての児童手当につき、受給権者である本市が当該手当額を児童に贈与し、管理者を施設管理者と指定する意思表示は、書面にて行うべきである。	指摘	423
第5・4(3)ア(ウ)	自閉症児支援センター運営費：入所児童の児童手当の管理	入所児童に贈与された児童手当の入金口座は、本施設管理者が管理するものである以上、定例監査を行う必要があるが、これが行われていなかった。	指摘	423
第5・4(3)イ(ウ)	自閉症児支援センター運営費：預り金の取扱い	入所児童のうち契約入所児童に関しては、預かり金銭があり、この管理について本市は預り金要領が定めているが、同要領の取扱いでは適時の金銭使用に支障があるため、本施設は同要領に則った取扱いをしていない。しかし、同要領は本市自らが規定したものであり、不便であるからそれに従わないというのは許されない。不合理・不都合な点があるならば、実情を考慮してそれを改訂すべきである。	指摘	425
第5・4(3)イ(エ)	自閉症児支援センター運営費：預り金の取扱い	預り金が不足する事態となったが、保護者からの入金がない場合に、職員の私費から補填し、当該児童の需要に充てるという事象が認められた。なお、後に保護者からの入金又は児童手当から補填する後処理とする一時立替処理である。	指摘	425
第5・4(3)ウ	自閉症児支援センター運営費：措置費による児童の日用品等購入の会計方法	入所児童の措置費から日用品等を購入する際の会計につき、職員が私費で一時立て替える事象が認められた。出納担当職員が不在の場合にも現金を渡せるよう代決を定める等して、職員が私費立替をする事態が生じないようにすべきである。	指摘	426

第5・4(3) エ(ア)	自閉症児支援 センター運営 費：備品管理 に関する不備	備品出納簿及び使用簿に購入年月日の記載がない備品が存在した。今後購入される備品等については記載をされたい。	指摘	426
第5・4(3) エ(イ)	自閉症児支援 センター運営 費：備品管理 に関する不備	措置児童用共有物品について、保管状況からは、本市財産なのか措置児童の共有財産なのか判別がつかない状態であった。本市が管理する備品であることから、本市財産と児童の財産か判別がつくよう、またその管理状況が分かるよう台帳を整備する等の対策を検討されたい	意見	426
見出し記号	事業(費) 又は事項	摘要	指摘・意見・所感	該当頁
第6 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会の補助金に関する財務事務の執行				
2 札私幼に対する補助金についての監査の結果				
第6・2(1)	私立幼稚園連 合会研修費等 補助金	札幌市私立幼稚園連合会(札私幼)が支出する区別研修会費の使途報告書には領収書の添付が求められていないが、本市から札私幼に対して交付する補助金額に影響がある可能性を含むことから、領収書の添付を求める運用とし、補助金交付の適正化を図るべく、報告書の内容を審査すべきである。	意見	429
第6・2(2) ア	私立幼稚園連 合会研修費等 補助金	札私幼が各幼稚園で実施した研究活動に対して研修費用を助成する園別研修事業では、各園の研修内容について審査されたことはない。助成金の交付適正化を図るべく内容の点検を行い、改善の余地があると判断された場合には指導する等の措置が取られるべきである。	意見	429
第6・2(2) イ	私立幼稚園連 合会研修費等 補助金	現状では、各幼稚園で実施された研修内容が他園に共有されることはないが、各園から研修の報告書は提出されているのであるから、有意義な研修等については助成金申込みの案内に記載する等の方法により、他園の参考となるよう紹介して、研修方法の多様化や発展のために報告書を活用すべきである。	意見	429

以上